

平成14年12月16日

高齢化社会における所得課税と資産課税のあり方について

- 平成14年度諮問に対する答申 -

日本税理士会連合会
税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次のとおりである。

〔 特 別 委 員 〕

(会 長)金 子 宏
(会長代理)杉 山 学
海老原 正
遠 藤 博 志
岡 部 直 明
狩 野 七 郎
木 村 弘之亮
品 川 芳 宣
田 近 栄 治
玉 置 和 宏
坪 田 秀 治
中 里 実
橋 本 一 美
松 田 英 三
水 野 忠 恒
柳 島 佑 吉
山 田 二 郎
若 泉 征 也

〔 専 門 委 員 〕

(専門委員長)岩 下 忠 吾
(同副委員長)小 池 正 明
池 淳 一
植 田 卓
杉 田 宗 久
山 田 俊 一

目 次

まえがき	1
所得課税のあり方について	1
1 退職所得課税制度の問題点とあり方	1
(1) 産業構造と雇用形態の変化	
(2) 退職所得課税の問題点	
(3) 退職所得課税のあり方	
2 年金課税制度の問題点とあり方	3
(1) 高齢者の経済状況	
(2) 公的年金課税の問題点	
(3) 公的年金課税のあり方	
3 所得控除制度の問題点とあり方	5
(1) 高齢者に対する所得控除制度の問題点	
(2) 所得控除制度のあり方	
資産課税 - 相続税及び贈与税 - のあり方について	6
1 相続を取り巻く環境変化	6
2 現行税制の問題点	6
(1) 相続税の課税方式	
(2) 相続税の税率水準	
(3) 贈与税の負担水準	
3 相続税・贈与税課税のあり方	8
(1) 相続税の課税方式	
(2) 相続税の税率水準	
(3) 贈与税の負担水準と課税方式	
おわりに	10

まえがき

当審議会は、平成 14 年 6 月 3 日付日連 14 第 222 号をもって諮問のあった「高齢化社会における所得課税と資産課税のあり方について」の審議に当たり、所得課税では退職所得課税制度、年金課税制度及び所得控除制度について、また、資産課税では相続税及び贈与税について、それぞれ検討を行った。

これらの税制においては、高齢者に対してさまざまな優遇的措置が講じられてきたところであるが、高齢者であるという理由のみでは容認できない制度があり、また、高齢者を対象とした制度が導入されて以来相当の期間が経過しているものについては、経済構造の急激な変化、所得形態の多様化、納税者の認識の変化などからみて適応していないものも少なくない。

高齢者間においては相当程度の所得格差や資産格差があり、高齢者といえども担税力のある者については、相当の負担を求めるべきであり、現状の社会経済情勢に即応した課税制度を構築すべきであるというのが当審議会の基本的認識である。本答申は、この認識の下に総会 6 回、専門委員会 7 回を開催し検討した結果を取りまとめたものである。

所得課税のあり方について

1 退職所得課税制度の問題点とあり方

(1) 産業構造と雇用形態の変化

わが国の勤労者のライフスタイルをみると、いわゆる終身雇用制の下で、定年退職とともに就労期間に応じた退職金を受給し、その後の高齢世代は公的年金収入により生計を維持しているのが一般的である。

しかしながら、これまでの「日本型雇用慣行」としての終身雇用制や年功賃金制は、近年の産業構造の急激な変化に伴って大きく変わりつつある。これは、企業の勤労者に求める職業能力が高度化・専門化してきたことが主たる理由であるが、よりよい労働環境を求めて転職する勤労者が増加してきたことも一因である。とりわけ若年者層の勤労に対する認識の変化は著しく、短期の就労が拡大した結果、雇用形態の多様化、流動化が進行している。

このような勤労に対する認識や雇用形態の変化は、賃金の支給方法にも変革をもたらしている。いわゆる業績連動型の賃金制を採用する企業が増加するとともに、退職金を一時金として支給する代わりに、その全部又は一部を就業期間において賞与や給与に追加して支給する企業も見られるようになった。

この結果、給与所得と退職所得の区分など、現行所得税法における課税方式は、賃金形態の多様化に相応していない面が少なくないと考えられる。

(2) 退職所得課税の問題点

現行所得税法は、退職所得の意義について、「退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいう」と定めている。また、退職所得の金額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 相当額とされ、この場合の退職所得控除額は、勤続年数が 20 年以下であるときは 40 万円に勤続年

数を乗じて計算した金額、勤続年数が 20 年を超える場合は 800 万円と 70 万円に勤続年数から 20 年を控除した年数を乗じて得た金額との合計額とされている。

現行の課税方式については、次のような問題点を指摘することができる。

退職所得は、長年の勤務に対する勤続報奨的給与であり、労務の対価の一部の後払いとしての性格を有すると考えられているが、これは、勤務関係の終了時に退職金を一時金として受給することを前提としているものである。退職金を給与や賞与に加算して支給する場合は給与所得として課税されることとなり、その支給形態によって課税上の不均衡が生ずることになる。

現行の退職所得控除額は、勤続年数 20 年以下の場合は年 40 万円、同 20 年超の場合はその超える部分につき年 70 万円とされているが、勤続年数 20 年を境に控除額が大きく異なっている。現行の退職所得控除制度は、長期の勤労の対価に課税上の優遇を与える趣旨であると解されるが、短期的な就労形態が増加していることを勘案すると、現行制度は就労形態に中立的でないという見方ができる。

退職所得における 2 分の 1 課税制度は、給与の後払いとしての退職一時金に対する課税を平準化するためであると考えられるが、長期にわたる勤労の対価を優遇する措置であるとするれば、短期間の勤務で得た退職金にも 2 分の 1 課税を適用することは適当でないと考えられる。

現行所得税法では、退職金を一時金として受給する場合は退職所得となり、いわゆる年金方式で受給する場合は雑所得（公的年金）に区分することとしている。退職を基因とする所得という意味では同様の性格を有しているが、一時金方式と年金方式の間に税負担の差があるのは課税上問題があるという見方もある。

(3) 退職所得課税のあり方

給与の後払いとして一時に実現した所得が退職所得であるとするれば、現行の退職所得控除は、給与所得控除に代替するものとみることができる。給与所得課税のあり方について、当審議会は所得課税の本旨からみて、原則として実額による必要経費を控除する制度とすべきであるとしたところである（平成 13 年度「給与所得課税のあり方について」の答申）。したがって、退職所得課税においても、収入金額から控除する額は、これと同様に実額による必要経費とすべきであるという考え方もできる。

しかしながら、実際問題とすると退職所得に係る必要経費はないと考えられること、支給される退職金が少額な場合は課税上の配慮が必要と考えられること、また、公的年金等に対する控除制度との均衡からみると、退職手当等の収入金額から一定額を控除する制度も容認することができる。

したがって、退職所得控除制度は存置することが適当であるが、課税の中立性を維持する観点から、その控除額は、就労期間にかかわらず、勤続年数 1 年につき一定額として計算する方式とすべきである。

また、退職所得金額の算定における現行の 2 分の 1 課税制度は、前述のとおり適切な課税方式とはいえないが、退職金の性格が過去の勤労に対する給与の後払いであるという点を勘

案すると、課税に際し、一定の平準化措置は必要であると考えられる。このような観点から、いわゆる「N分N乗方式」を採用し、退職所得に対する税額は、次の算式で求めることとするのが適当である。

$$\frac{\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}}{\text{勤続年数}} \times \text{税率} = (A)$$

$$(A) \times \text{勤続年数} = \text{退職所得に対する税額}$$

なお、この課税方式について退職所得控除額を勤続年数1年当たり50万円として所得税額を試算し、現行の課税方法による所得税額と比較すると別紙のようになる。これによると、就労期間が短期の場合は現行の所得税額より増加することになるが、現行の2分の1課税制度の弊害は相当程度解消され、全体としては勤続年数に応じた適切な負担になると考えられる。

2 年金課税制度の問題点とあり方

(1) 高齢者の経済状況

国民年金や厚生年金等の公的年金に係る収入は、多くの高齢者の生活基盤となるものであり、また、高齢者の雇用状況が極度に悪化している近年においては、公的年金収入の果たす役割はより大きなものとなっている。したがって、公的年金収入に対する所得課税の仕組みは、高齢者の経済的実態を考慮し、適切な負担を求めるものでなければならない。

平成12年度の「国民生活基礎調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)によると、年間所得金額の全世帯の平均額は616.9万円であるが、高齢者世帯の平均額は、319.3万円となっている。このような状況をみると、勤労者世帯と高齢者世帯の間には相当の所得格差があると推測されるが、同調査による世帯人数当たりの所得金額をみると、全世帯平均の212.1万円に対し、高齢者世帯は203.4万円であり、大きな差は生じていない。これをみると、勤労所得の少ない高齢者世帯において、公的年金収入が所得水準の維持に相当程度寄与しているものと推測される。

一方、平成12年度の「貯蓄動向調査」(総務省統計局)によると、世帯主の年齢別貯蓄額は、全世帯平均の1,781.2万円に対し、65歳以上の場合は平均で2,739.4万円となっており、後者の方が5割以上上回っている。

これらをみると、全体的に高齢者の経済力が劣っているとは考えにくく、むしろ教育費や住宅費の負担が大きい現役世代よりも経済力があるという見方もできる。ただし、高齢者の場合は、多額の退職金を得た者や高額な財産の相続機会に恵まれた者に資産や所得が集中する傾向がある。このため、現役世代に比して同世代間での所得格差や資産格差がより大きいという見方ができる。

(2) 公的年金課税の問題点

公的年金等に係る所得については、かつては給与所得に区分され、その所得金額の算定において給与所得控除が適用されていたが、昭和 62 年の税制改正時に雑所得とされ、公的年金等控除を適用することとされた。

現行所得税法では、公的年金等の保険料は、拠出段階において社会保険料控除によりその全額が所得控除の対象とされている。また、年金等の給付段階における公的年金等控除額の水準からみると、その所得は非課税となる例が少なくない。このため、拠出時と給付時のいずれにおいても公的年金等は、多くの場合、事実上課税の対象外とされている。

このような課税の仕組みについて、公的年金等が高齢者の生活を保障する制度上の給付であることからみて、現行の税制が適当であるという考え方もあるが、所得の種類にかかわらず、経済力のある高齢者には一定の負担を求めることが適当であると考えられる。

現行の公的年金等控除制度では、最低保障額（65 歳以上 140 万円、65 歳未満 70 万円）と定額控除額（65 歳以上 100 万円、65 歳未満 50 万円）のいずれについても 65 歳を境に倍増することとされている。また、定率控除額（定額控除後の年金収入について、300 万円までの部分の 25%、700 万円までの部分の 15%、700 万円超の部分の 5% の合計額）には上限が設けられていない。

この点について、最近の雇用状況から 65 歳未満で退職し、公的年金によって生計を維持する者が少なくないことを考慮すると、年齢によって控除額に格差があるのは、世代間の課税の公平を害しているのではないかという問題がある。

また、公的年金等のほかに給与所得を有する者には、公的年金等控除と給与所得控除の双方が適用され、かつ、いずれの控除にも上限なく適用されることになっているが、所得計算における必要経費の原則論からみて、過大に控除されているのではないかという問題もある。

(3) 公的年金課税のあり方

前述のような問題点をみると、現行の公的年金課税制度は、後述の老年者控除等の所得控除制度との関係を踏まえつつ、その見直しを行うことが適当である。

まず、公的年金等の保険料の拠出段階と年金等の給付段階のいずれも課税対象外とされていることは、所得課税の基本的考え方からみると適切ではない。このような観点から、保険料の拠出時の取扱いを見直すべきであるという考え方もあるが、わが国の年金制度の仕組みからみると、保険料の拠出は拠出者本人の貯蓄ではなく、実質的には世代間扶助として機能していること、また、拠出段階の負担者が教育費等の負担が大きい世代であることを考慮すると、保険料の拠出時の取扱いは現行制度を存置することとし、給付時における課税方法を見直すことが適当である。

この場合、所得課税においては、収入金額からその収入を得るために実際に支出した費用の額を控除した金額を所得として課税するのが原則であり、このことは、所得の種類を問わず同様であるとするのが当審議会の基本的考え方である。したがって、給付段階における現行の公的年金等控除制度について、抜本的な見直しを行うべきである。

公的年金収入に対する所得計算上の必要経費は、拠出した保険料ということになるが、そ

の保険料の額は、拠出段階で所得控除が適用されている。したがって、公的年金等の給付時においては、課税上控除すべき必要経費はなく、収入金額を所得金額として課税すべきことになる。

しかしながら、一方において、公的年金等は、所得の稼働力が減退した高齢者の最低生活費を保障するための制度上の給付であることを考慮すれば、他の所得との負担調整が必要であるという考え方がある。こうした観点からは、給付時の課税上、公的年金等控除制度を存置することが適当であるが、前述の問題点を勘案すれば、その控除額は、受給者の年齢等に関わりなく、一定額（例えば、夫婦 2 人分の基礎年金の年額に相当する 160 万円）とすべきである。また、収入金額に応じて控除額が逡増する現行方式による場合でも、控除額に上限を設けることが適当である。

3 所得控除制度の問題点とあり方

(1) 高齢者に対する所得控除制度の問題点

所得控除制度は、納税者の個々の事情を考慮し、その担税力の減殺要因を課税上斟酌するものであり、個人の所得に課税する所得税や個人住民税においては、重要な要素となっている。ただし、個人の事情をどのように斟酌すべきかは、その時々を経済情勢や国民の価値観によって異なるものであり、また、多くの事情を斟酌するほど制度が複雑になるきらいがある。

現行の所得控除制度は、老年者控除（控除額 50 万円）のほか、老人控除対象配偶者の 10 万円加算、老人扶養親族の 10 万円加算、同居老親の 10 万円加算など、高齢者に対して様々な措置が講じられている。

このうち老年者控除は、65 歳以上の者を対象とし、所得要件を 1,000 万円以下として適用されているが、高齢者に配慮した措置であるとはいえ、その適用要件等が適切であるかどうかを検討する必要がある。前述のとおり高齢者世代では同一世代の中での所得格差や資産格差が大きい場合もあり、高齢者が一様に経済的弱者とはいえない面がある。

したがって、年齢や所得金額を適用要件とする所得控除制度は、税制の中立性を阻害するのではないかという問題がある。

また、老人控除対象配偶者などの控除額の加算制度は、税制で個々の事情を斟酌することには限界があること、年齢のみによって控除額に格差を設けることの妥当性に疑問があること、税制を必要以上に複雑にしていることなどの問題がある。

(2) 所得控除制度のあり方

現行の所得控除制度は、基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除）と特別な人的控除（障害者控除、老年者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除）のほか、雑損控除、医療費控除など特定の支出に対する 7 種類の控除があり、全部で 16 種類に及んでいる。また、老人控除対象配偶者や特定扶養親族がある場合などのいわゆる加算・割増控除は 8 種類となっている。

こうした状況は、納税者の個別的事情を斟酌するという所得控除制度の趣旨を考慮しても、著しく複雑化しているといわざるを得ない。したがって、税制の簡素化の観点からは、老年者控除や老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び同居老親の加算控除は廃止することとし、基礎的な人的控除に吸収し、その水準を引き上げるべきである。

なお、老年者控除は、高齢者に対する税制上の配慮として存置すべきであるとの意見もあったが、仮に存置するとしても、所得要件については引き下げることが適当である。

資産課税 - 相続税及び贈与税 - のあり方について

1 相続を取り巻く環境変化

相続税の課税対象となる個人資産は、昭和 30 年代以降の高度経済成長と昭和 60 年代のバブル経済を背景として増大した。その後のバブル崩壊とともに土地等の実物資産の価額は相当程度に下落したものの、現在の家計部門の金融資産残高はおよそ 1,400 兆円、実物資産はおよそ 2,500 兆円となっている。

これらの資産の多くが高齢者によって保有されていることは前述のとおりであるが、同一世代のなかで資産格差が大きいことも高齢者世代の特徴である。これは、財産形成において経済的活動により獲得した所得の蓄積、高額な退職金の受給や相続による財産取得に恵まれた者とそうでない者との間で相当の開差があることによる。また、高齢者に対する医療制度や年金などの社会保障制度を支えるための公的負担を勤労世代が担っている一方で、高齢者世代が受給する公的サービスは、受給者の所得や保有資産の多寡にかかわらずほぼ一律に支給されていることも資産格差を生じさせる一因であると考えられる。

このような状況からみると、一定額以上の保有資産に対し、その者の相続や贈与を機会に相当程度の税負担を求めることは、国の財源調達手段としてのほか、所得課税や消費課税を補完する観点からも重要である。

相続に関しては、高齢化の進展に伴って財産を取得する相続人も高齢化するという現象がみられる。このため、既に相当程度の財産を有する者に相続財産が移転しても、その者の保有する財産が増加するだけであり、相続人にとって必要な経済的基盤を形成するという意味合いが少なくなっているとの指摘がある。

このような観点からは、現役世代への財産移転を円滑に行うことができる税制を構築することが重要であり、そのことが有効かつ適切な資源配分に寄与し、経済の活性化にも資することになると考えられる。相続税や贈与税の見直しに当たっては、財産取得に適切な負担を求めるという税制の基本的機能のほか、円滑な財産承継を阻害しないという視点がより重要である。

2 現行税制の問題点

(1) 相続税の課税方式

わが国の相続税は、シャープ勧告に基づく昭和 25 年の税制改正において、それまでの遺産課税方式から遺産取得課税方式に変更された。その後、昭和 33 年には遺産取得課税方式を採りつつ、相続税の総額を各相続人の実際の取得財産価額にかかわらず法定相続人の数と法定

相続分によって算出する「法定相続分課税方式」が採用され、現在に至っている。

現行の課税方式は、遺産課税方式と遺産取得課税方式とを組み合わせたものであり、両方式の長所を取り入れたものといわれているが、各相続人の課税価格の合計額（遺産総額）を基に税額を算出する仕組みからみると、遺産課税方式により近いものといえることができる。

このような法定相続分課税方式は、その導入から40年以上が経過し、制度としては定着しているところであるが、さまざまな問題点が含まれており、現状の相続の実態や納税者の認識と遊離している面が少なくない。

第一に、相続という無償の財産取得に税負担を求めるに当たり、納税者間の公平が損なわれているのではないかと疑義がある。現行の課税方式は、相続人個々の取得財産価額を課税標準としていないため、個別にみれば、財産の取得額が同額であっても納税額が異なることになる。近年における納税者の関心は、いわゆる水平的公平にあると考えられるが、現行の課税の仕組みは、同額の財産的利益には同額の税を課すべきであるという多くの国民の認識とは一致していないといわざるを得ない。また、この問題は、結果として相続人個々の担税力に応じた適切な課税が行われていないという見方もできる。

第二に、課税実務上の問題として、財産の追加的取得と加算税等の賦課の問題がある。現行の課税方式の下では、他の相続人の取得した財産の評価額に誤りがあったり、いわゆる課税漏れ財産の追加取得があった場合は、相続税の総額の再計算を行うことになる。このため、その誤り等に関係しない相続人の納付税額が増加するとともに、加算税や延滞税の課税問題も生じることになる。こうした問題は、親族関係にある相続人であっても個々の納税者からみれば受け入れ難いことであり、また、遺贈により財産を取得した者が親族以外の者である場合には、より一層問題が増幅することになる。

このような観点から現行の法定相続分課税方式をみると、個人主義的思考が強まった今日では、国民の認識と乖離しているといえることができる。前述のような問題点を解消するため法定相続分課税方式の廃止を含め抜本的な見直しが必要である。

(2) 相続税の税率水準

相続税の国際比較は、各国において課税方式や財産評価方法などが異なるため、必ずしも容易ではないが、わが国の相続税の最高税率(70%)は、国際的にみて突出している。また、相続税は所得課税の補完税であるという考え方があるが、現行の所得課税の最高税率(50%)と比較しても相当に開差がある。

この点について、最高税率が適用される相続件数が僅少であり、また、その適用財産価額(基礎控除後の課税財産価額を法定相続分で配分した金額が20億円超)からみると妥当であるという見方もあるが、相続税に期待される富の再分配機能を考慮しても、現行の最高税率は著しく高いと考えられる。

また、税率水準が著しく高い場合は、納税者において金銭納付が困難になることにも留意する必要がある。土地等の実物資産の価額が下落しているとはいえ、課税財産の大半は土地や家屋で占められているのが現状であり、一方で、近年の経済状況からみて、これらの資産の換金はきわめて困難である。このため、課税財産のうちに土地や取引相場のない株式など

換金が困難な資産の占める割合が高いほど納税に支障が生じているのが実情である。金銭納付を原則とし、物納を例外的納税方法と位置付けている現行相続税制の下では、物納制度の見直しを行うとともに、税率水準の設定に当たっては、財産課税という相続税の特殊性も考慮する必要がある。

(3) 贈与税の負担水準

現行の贈与税の最高税率（70%）は相続税と同水準であるが、その累進度合は相続税よりきつく（税率構造は相続税が9段階であるのに対し、贈与税は13段階）、基礎控除額は、平成13年度の税制改正で当面の措置として110万円に引き上げられたとはいえ、必ずしも高い水準とはいえない。これは、贈与税が相続税の補完税として位置付けられ、生前贈与によって相続税の課税回避を行うことを防止するためであるとされている。

しかしながら、贈与という行為は相続税の軽減のみを目的として行われるものではない。住宅の取得など親が子の生計を支援したり、中小同族会社ではいわゆる事業承継など企業経営上の必要性から株式などを贈与する例が少なくない。また、贈与による財産の取得は、所得税法における一時所得に類似したものとみることにもできるから、相続税との関係において贈与税の負担水準を設定することは適切ではないという見方もできる。

こうした観点から現行の贈与税をみると、高齢者の保有する資産の流動化を阻害しており、結果として資源の有効活用が図れず、中小企業の活性化にも障害が生じていると考えられる。

したがって、贈与税の税率構造や基礎控除については、相続税の補完税としての機能を維持しつつも、経済社会的にみて有効かつ必要な財産移転が早期に行われるよう見直すべきである。

3 相続税・贈与税課税のあり方

(1) 相続税の課税方式

相続税の課税根拠については、被相続人の生前の所得に対し清算的に課税し、その生存中に蓄積した富の一部を社会に還元するものであるという考え方と遺産の無償取得を一種の所得とみて所得課税を補完するとともに、富の再分配を図るという考え方がある。このうち前者によれば前述した遺産課税方式となり、後者であれば遺産取得課税方式が採用されることになる。

この点に関してわが国の相続税は、遺産取得課税方式を採用しつつも、それを大幅に修正した「法定相続分課税方式」によっており、現行方式には多くの問題点があることは前述したとおりである。

相続による財産の取得は、相続人の財産を増加させるという意味では「所得」と観念することもできる。したがって、相続による財産取得を所得課税に取り込んで課税するという考え方もできるが、相続という特殊な原因による所得であることや現行の所得税法における所得区分等からみれば、直ちに所得課税にはなじまないと考えられる。

こうした観点からは、相続税を独立した税目とする現行税制を維持することが適当であるが、相続人の無償による財産取得に担税力を見出し、累進税率を適用して富の分配を適切に

行い、かつ、前述した法定相続分課税方式の問題点を解消するためには、所得課税に準じて相続人の個々に一定額の基礎控除額を設定することとし、財産取得者ごとに税額を算出する個別の取得者課税方式に早急に改めるべきである。また、仮に取得者課税方式に変更したとしても少子化が進展している現状においては、法定相続分課税方式と事実上大きな差異はなく、執行上の問題も少ないと考えられる。

なお、相続税の課税方式とは直接的な関係はないが、現行税制では相続人の相互に連帯納付義務が課されている。この制度は、同一の被相続人から財産を取得した者について、他の相続人の納税の責任を負わせていることからみて、遺産課税的な考え方に基づいているものとみることができるが、その課税処分について手続規定が整備されていないこと、現状の相続の実態や相続人の認識などからみるときわめて不合理な制度である。したがって、同制度については直ちに廃止することが適当である。

(2) 相続税の税率水準

相続による財産取得が所得の一種であり、また、相続課税が所得課税を補完するものと位置付ければ、相続税の税率水準は所得課税における税率との関係において設定すべきことになる。

この点について、現行の最高税率が所得課税の場合と大きく乖離していることは前述のとおりであり、税制における再分配機能を考慮しても一定の限界があると考えられる。したがって、相続税の最高税率は50%とすることが適当である。

(3) 贈与税の負担水準と課税方式

贈与による財産取得を所得の一種と観念すれば、その税率水準は所得課税の税率に準じたものとすべきであるが、相続税の補完的機能を重視するとすれば、相続税の税率を若干上回る負担水準とすべきことになる。

この点に関し、現行の贈与税は、その機能を考慮しても個人や中小企業の経済活動に必要な財産移転を阻害する負担水準となっていることは前述したとおりである。したがって、その最高税率は、相続税の税率と同様に所得課税の税率に準じて50%に引き下げるとともに、現行税率の累進構造を緩和し、基礎控除についても一段の引き上げを行うことが適当である。

贈与税の課税方式については、生前の贈与を相続時に清算するいわゆる一体化論がある。これは、贈与税を相続税の補完税として位置付け、被相続人からの財産取得に対する課税を清算するため、生前贈与による取得財産価額を相続財産に加算して相続税額を計算し、生前贈与に対する贈与税額を相続税額から控除する方式である。この課税方式において、生前贈与に対して一定額の高額非課税枠が設定され、かつ、贈与税の税率が軽減される場合は、高齢者の保有する資産の早期移転が図られ、資産の有効活用にも資すると考えられる。

ただし、この仕組みは、納税者と課税当局の双方にとって生前贈与を確認できることが前提となる。納税者における記録の保存などの事務負担の問題と、税務当局における執行上の問題を勘案すれば、相続時に清算する生前贈与は、相続開始前の一定期間に限ることが適当である。また、制度の仕組みからみて相続財産に加算する贈与財産の価額は、贈与時の価額

とすることが適当であるが、生前贈与の価額が多額に上り、受贈者がその財産を費消した場合は、相続時に納税上の問題が生じかねない。制度の設計に当たっては、相続税の納税の問題にも一定の配慮が必要である。

なお、このような贈与税の課税方式とは別に、中小企業の事業承継に対する税制を検討すべきである。現行税制では、農地の生前贈与に対する納税猶予制度があるが、中小会社の株式など企業経営に必要な財産について、贈与税には特例的措置はない。現状の中小企業の経営環境を勘案すれば、税の負担が事業の継続に障害とならないための措置が講じられるべきである。

おわりに

少子高齢化が急速に進展するなかで、すべての国民が受けることのできる社会保障制度などによる公的サービスのあり方が重要なテーマとなっているが、社会保障制度について相当の改革を行ってもその費用の増加は避けられないところであり、高齢者に対する福祉財源を調達するための税制の整備は、わが国における喫緊の課題である。

この問題に関して、消費税は国民福祉の充実に必要な財源確保の一手段として歳入構造の安定化に資するものと位置付けられている。このため、増大する福祉財源の調達を理由として、将来消費税率の再引き上げは避けられないという見方がある。

しかしながら、現行の所得課税や資産課税の仕組みは、現状の社会経済の実態に合致しているとはいえず、これらの課税の仕組みについて早急に見直すことが必要である。これまでの税制において、高齢者は社会的弱者と位置付けられ、さまざまな優遇的措置を受けてきたところであるが、高齢者といえども一定額以上の所得や資産を有する者には、相当の負担を求めることが適当であり、前述の消費税の見直しの前に、これらの税制を見直し適切なものとすべきであるというのが当審議会の基本的な考え方である。

これを踏まえ、本答申は前述のとおり、退職所得課税については、退職所得控除の見直しを行うとともに、現行の2分の1課税制度を廃止して、勤続年数に応じたなだらかな負担を求める「N分N乗方式」を採用すること、また、公的年金課税については、いわゆる高額所得者に適切な負担を求めるため、現行の公的年金等控除制度について縮減する方向で見直すことを提言するものである。

一方、資産課税としての相続税・贈与税については、相続・贈与による無償の財産取得を「所得」とみて課税すべきであり、所得税を補完するものと考えられ、また、高齢者の保有する資産を早期に次世代に移転可能とする税制を構築すべきであるというのが基本的考え方である。

これを踏まえ、相続税・贈与税の負担水準は所得課税に準じたものとすべきであり、納税者の公平感と遊離した現行の法定相続分課税方式による相続税を全面的に見直して、個別の取得者課税方式の採用を提言するものである。

本答申において取り上げた各制度の沿革をみると、退職所得の2分の1課税制度は昭和22年に、公的年金等控除制度は昭和63年に、また相続税における法定相続分課税方式は昭和33年に導入されたものである。これらの制度は相当長期にわたって適用されており、公的サービスの財源調

達機能を持つ税制が長期にわたって施行される安定的なものであることも重要であるが、経済社会の構造変化に適切に対応するものでなければ、国民の税制に対する信頼を失いかねない。

急速に進展する高齢化社会に適応した社会保障制度が構築されるとともに、急激に変化する社会経済状況に対応する税制がこうした変革期にふさわしいものになることを期待したい。

N分N乗方式による退職手当等にかかる所得税額の試算 単位：万円

()内は退職手当等の額に対する所得税額の割合

退職手当等の額		勤続年数			
		2年	4年	6年	8年
500	N分N乗	40 (8.0%)	30 (6.0%)	20 (4.0%)	10 (2.0%)
	現行方式	21 (4.2%)	17 (3.4%)	13 (2.6%)	9 (1.8%)
1,000	N分N乗	114 (11.4%)	80 (8.0%)	70 (7.0%)	60 (6.0%)
	現行方式	59 (5.9%)	51 (5.1%)	43 (4.3%)	35 (3.5%)
3,000	N分N乗	624 (20.8%)	428 (14.3%)	342 (11.4%)	260 (8.7%)
	現行方式	315 (10.5%)	303 (10.1%)	291 (9.7%)	279 (9.3%)
5,000	N分N乗	1,315 (26.3%)	948 (19.0%)	742 (14.8%)	656 (13.1%)
	現行方式	661 (13.2%)	646 (12.9%)	632 (12.6%)	617 (12.3%)
7,000	N分N乗	2,055 (29.4%)	1,548 (22.1%)	1,272 (18.2%)	1,056 (15.1%)
	現行方式	1,031 (14.7%)	1,016 (14.5%)	1,002 (14.3%)	987 (14.1%)

退職手当等の額		勤続年数			
		10年	20年	30年	40年
500	N分N乗	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	現行方式	5 (1.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
1,000	N分N乗	50 (5.0%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	現行方式	30 (3.0%)	10 (1.0%)	0 (-)	0 (-)
3,000	N分N乗	250 (8.3%)	200 (6.7%)	150 (5.0%)	100 (3.3%)
	現行方式	267 (8.9%)	207 (6.9%)	117 (3.9%)	47 (1.6%)
5,000	N分N乗	570 (11.4%)	400 (8.0%)	350 (7.0%)	300 (6.0%)
	現行方式	602 (12.0%)	528 (10.6%)	402 (8.0%)	297 (5.9%)
7,000	N分N乗	970 (13.9%)	600 (8.6%)	550 (7.9%)	500 (7.1%)
	現行方式	972 (13.9%)	898 (12.8%)	769 (11.0%)	639 (9.1%)

N分N乗方式においては、退職所得控除額を勤続年数1年当たり50万円として計算している。